

〔第7章 5 地域子ども・子育て支援事業〕 第2期計画→第3期計画 新旧対照

第2期計画 13事業	⇒	第3期計画 19事業	素案記載頁
利用者支援事業 「基本型」「母子保健型」で実施	新規及び内容変更	(1) 利用者支援事業 「こども家庭センター型」：従来の「基本型」「母子保健型」を統合する形で実施。 「地域子育て相談機関」：児童福祉法改正による努力義務。 【新規】「妊婦等包括相談支援事業」：改正子ども・子育て支援法により地域支援事業に位置付け。	102
延長保育事業	継続 →	(2) 延長保育事業	104
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	継続 →	(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	105
子育て短期支援事業（ショートステイ）	継続 →	(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	110
乳児家庭全戸訪問事業	継続 →	(5) 乳児家庭全戸訪問事業	111
養育支援訪問事業	継続 →	(6) 養育支援訪問事業	112
	【新規】	(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 実質的取り組みは既存。要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関等の専門性強化及び構成員の連携強化として記載を独立。	112
	【新規】	(8) 子育て世帯訪問支援事業 児童福祉法改正による新事業。	113
	【新規】	(9) 児童育成支援拠点事業 児童福祉法改正による新事業。	113
	【新規】	(10) 親子関係形成支援事業 児童福祉法改正による新事業。	114
地域子育て支援拠点事業	継続 →	(11) 地域子育て支援拠点事業	114
一時預かり事業	継続 →	(12) 一時預かり事業	115
病児保育事業	継続 →	(13) 病児・病後児保育事業	116
ファミリー・サポート・センター事業	継続 →	(14) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	117
妊婦健康診査	継続 →	(15) 妊婦健康診査事業	118
	【新規】	(16) 産後ケア事業 令和6年度から実施済。改正母子保健法により、市町村の努力義務。令和7年度から地域支援事業に位置付け。	119
実費徴収に係る補足給付を行う事業	継続 →	(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	119
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	継続 →	(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	120
	【新規】	(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 令和7年度のみ「地域子ども・子育て支援事業」に位置付け。令和8年度以降は新設「乳児等のための支援給付」に位置付け。	120